

平成30年3月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	平成30年3月 6日(火)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成30年3月 6日(火) 午前8時59分
散 会 日 時	平成30年3月 6日(火) 午後3時40分
委 員 長	羽鳥 健
副 委 員 長	頓所 澄江
委 員	菅野 博子 大塚 佳之 矢部 一夫 潮田 幸子
欠 席 委 員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	1人

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第 4 3 号	財産の処分について	原案可決
第 4 4 号	鴻巣市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 4 5 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 7 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 5 0 号	平成 3 0 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

（市民部）

市民部長 佐藤 康夫
 市民部副部長 笹野 一郎
 市民部参事兼市民課長
 関根 和俊
 市民税課長 原口 信行
 資産税課長 染谷 秀幸
 市民部参事兼収税対策室対策室長
 早川 宏人
 収税対策室副参事 矢澤 欣子
 やさしさ支援課長 松本笑美子

（環境経済部）

環境経済部長 飯塚 孝夫
 環境経済部副部長 馬橋 陽一
 環境経済部副部長兼農業委員会
 事務局長 松村 洋充
 環境経済部参事兼環境課長
 関口 泰清
 産業振興課長 町田 浩一
 産業振興課副参事 中西 克仁
 観光戦略課長 小川 哲夫
 産業立地推進プロジェクト室長
 武藤 幸二

吹上支所副支所長 新井巳代子
 川里支所副支所長 大島 幸子

書 記

岡崎 夏子
 篠原 亮

(開会 午前8時59分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。大塚佳之委員と矢部一夫委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第43号 財産の処分について、議案第44号 鴻巣市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例、議案第45号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分、議案第50号 平成30年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の議案4件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第43号について、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。なお、視察先は鴻巣カントリーエレベーター、ごみ処理施設候補地、鴻巣びっくりひな祭り2018サテライト会場・花久の里となります。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。そのほかの議案については、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第45号及び議案第50号については、歳入と歳出は関連していることから、歳入、歳出を一括して執行部から説明の後、質疑の順としたいと思います。また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第45号及び第50号については予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。委員の皆様には円滑な議事の進行についてご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(潮田) 今回この委員会に新たに管轄がかわってなったものが幾つかあるかと思うのですけれども、それについてはこの予算審議の中で説明があるのでしょうか。例えば婚活支援であったりとか、またはコウノトリについても改めてここに初めて来るかなというふうに思います。また、

産業立地等についても細かな説明でも議案以外でもやっていただきたいかなと思うのですが、そういったことは設定はできないのでしょうか。

（環境経済部長）婚活は新しい予算書でこちらになっているのですけれども、実はコウノトリはまだ予算書上は上の政策総務のほうに入っているのです。なので、審議のほうはあちらのほうでやっていて、私たちもまだ引き継ぎというのを受けていないので、そちらのほうは審議は今回こちらなしということです。

（潮田）審議ではなくても、次の6月議会に初めて聞くというよりは、今の状況だけでもお伝えいただきたいと思うのですが、それはできないのでしょうか。

（環境経済部長）申しわけないです。コウノトリは、今の現状、情報交換ということをしていないので、うわさに聞いたぐらいでしかちょっとわからないもので、正確なお話ができない状況です。

（産業立地推進プロジェクト室長）産業立地につきましては、ご質問いただければお答えしたいと思います。

（市民部長）婚活事業につきましても、予算書上はこちらやさしき支援課ということで載っているのですけれども、まだ担当同士が正式な、資料的な数字的なものは持っているのですけれども、細かいやり方であるとか事務的な引き継ぎはまだやっていない状況でございます。ただ、予算の説明はできるようには、こちらで答えられるようには準備はしてございますので、一般の通常の予算の質問の中でやっていこうかなと思って出しているところでございます。

以上です。

（環境経済部長）現地視察で花久の里に行ってもらう、サテライトということになっているのですけれども、ひなの里も中身は大変充実しておりますので、時間があればひなの里も行っていただいたらどうかなというふうに考えております。

以上です。

（委員長）そちらのほうは委員長、副委員長にお任せ願いたいと思います。

(矢部) 今お話があったのですけれども、ちょっと私聞いていないで、いきなりきょう視察行くというから、そういうことはやっぱり委員には言っておいてもらわないと、ここしかなかったかなと、ちっとも聞いていないので、何でいきなり言うのかなと思って、それをちょっと……

(委員長) そちらのほうは、委員のほうから要望もありましたので、委員長、副委員長のほうで精査して決定をさせていただきました。

(何で報告ないの声あり)

(委員長) この場でご協議を願いたいと思います。それを今お諮りしているわけです。

それでは、この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第43号 財産の処分について、この件について執行部の説明を求めます。

(産業振興課長) おはようございます。それでは、議案第43号 財産の処分についての議案の趣旨を説明申し上げます。

議案第43号 財産の処分については、さいたま農業協同組合に無償で貸し付けを行っている郷地地内のカントリーエレベーター敷地8,663.9平方メートルについて、同組合より財産の売り払いを受けたい旨の申し出があったことから、7,653万8,040円で売却するものです。

以上で議案第43号につきましての説明を終わりにします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩をいたします。

(休憩 午前9時07分)

(開議 午前10時58分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第43号について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢部) 何点か質問させていただきます。

この土地は20年前に無償でというか、そういう契約でもってなったのですけれども、今7,600万という金額が出てきたのですけれども、この鑑定士が鴻巣側と向こう、農協のほうにも入れたと、その両方のあれがわかればちょっと教えていただきたい。鑑定士の値を。

(産業振興課長) カントリーエレベーターの鑑定の金額でよろしいでしょうか。こちらにつきましては、先ほど面積については申し上げましたが、1平米当たり約ですけれども、8,800円です。

(矢部) 鴻巣側の鑑定士ですか。農協側の鑑定士のあれというのはわかるのですけれども。

(産業振興課長) 市で発注した鑑定のほうになります。

(矢部) それと、農協側のほうの鑑定士の値というか、そのだからすり合わせというか、ただこれはこの金額で買いますよと、ただ来ただけなのか、それとも両方の鑑定士において中へ市のほうで入っている、やりとりというかそういうのをやっていたのか。

(環境経済部長) JAさいたまのほうも鑑定をとっているようです。なのですけれども、数値は実際にはうちのほうは聞いていません。うちのほうは明示した価格でどうですかというお話をしたら、ほぼ同じようだねというふうなことでした。うちのほうはもらう権利、実際はないので、相手のほうの金額はよくわかりません。

以上です。

(矢部) ちょっと私も聞いてみたら、農協のほうが少し余計、上らしかったのです。鴻巣のあれよりも鑑定のあれが。やはりそれには農協のほうとしては高いほうというか、こっちは鴻巣は狙ったのかなと思ったのです。幾らか鴻巣のほうは低くて、農協のほうの鑑定士のほうは高かったということでもって、そういうあれでもって俺はあれしたのかなというあれを。

(環境経済部長) 向こうのほうが高かったら、きつと言ってきたところもあるのかなとは思いますが、明示したところ、向こうのほうの反応というのは、ああ、わかりましたというふうなことだったので、

うちのほうがもしかしたらちょっと安かったのかもしれないです。

ただ、市のほうの土地の売買の場合に、多少そういうやりとりというのはあるのかもしれないですけども、基本的には市が発注した、鑑定をした金額というのがベースですので、あえてそのやりとりはしなかった、相手のほうがすぐわかりましたというふうな話だったので、あえてそこら辺のやりとりをしないで金額のほうが決めたという状況です。以上です。

（矢部）鑑定士にすると、農協側の鑑定士のほうが鴻巣の鑑定士より高く、それでもって理事会に諮ったら、皆さんが全員一致で賛成ということでもってこの金額が出てきたらしいというか、そういうあれを私は聞いておりましたので、それでこの7,600万を出していただいたのですけれども、7,700万で市は買いましたよね、初め。それでもって20年間無償だったわけだ。それで、これお金というか、年間幾らというか、こういうあれでもってといたら、こんな値は多分私は出なかったのかなと、そういうふうに見ているのですけれども、執行部のほうはどういうふうなお考え。

（環境経済部長）これは貸す場合には幾らで貸すかというようなこと…

（矢部）そうではなく、だからお金ではないけれども、坪幾らでもって、賃貸でもって貸していたらこの値は出なかったのではないかなという、そういう。

（環境経済部長）この値というのはこの…

（矢部）いやいや、だから毎月早く言えば坪幾らで300円とか、こういう賃貸で農協に20年間貸していたら、そうしたらこの値は多分出なかったのではないかなと私は感じているのですけれども、7,600万というのは、とっていたから。無償で貸しておいたからこれだけの値をつけてくれたのかなという感じがあるのだけれども、だからそのときの契約というか、そういうあれというのは。

（環境経済部長）済みません、借地権がついたときのとかということはちょっとうちのほうも想定していなかったもので、よくわからない状況で

す。鑑定士さんのほうがどのような状況でやられるのかという、中身のところまではちょっとわからないので、その場合に有料で貸していた場合と今回のように無料で貸したときの場合の差というのは、ちょっと済みません、わからなくてご回答ができない状況です。

（矢部）私の勘では、多分賃貸のあれでもってもらっておいたら、買い上げしてくれるという、これだけの値は多分出なかったのではないかなと思います。坪300円にしろ、400円にしろ、市のほうでいただいていたら。あとはそこの地所というか、評価額というのは幾らでのあれでもって今出ているのか、それと周りの田んぼと宅地のあそこの評価額というのは。

（産業振興課長）売却をする予定のカントリーエレベーターですけれども、地目が宅地になっております。評価額はことし評価がえになりますので、わかりませんが、おおよそ平米1万1,000円の評価にかけて計算するというので、固定資産税になりますけれども、通常であると100万円前後になるのですけれども、あそこの土地利用が制限されておりますので、固定資産税額、こちらについてはおおよそ28万円程度、税金がかかるということになります。

（矢部）坪。

（産業振興課長）いや、全体です。

ちょっと訂正させていただきます。評価額なのですけれども、固定資産税の評価額になります。3,307円の8,663.9平米、2,865万1,517円になります。

（矢部）全部ですか。

（産業振興課長）はい、全部です。8,663.9平米です。

（矢部）この平米でね。

これは今宅地のあれですよ。カントリーエレベーターのあれですよ。周りのあれというのは何かわかりますか、田んぼの。

（資産税課長）固定資産税の評価でございますが、まず現況課税ということで現況がどういう状況になっているかということで評価をします。それで、カントリーエレベーターの敷地は宅地でも農業用施設用地とい

うことで、実際農業用施設用地の評価については、付近の農地の価格を基準として、それをもとに宅地として転用する場合、それぐらい通常の造成費になるのですが、造成費がどれぐらいかかるかということで、付近があそこは田んぼということで、田んぼの造成費が29年度の評価を出す上で平米当たり3,200円なのですが、先ほど産業振興課長のほうで3,307円という数字が出ましたが、こちらが3,200円が造成費で、107円が田んぼの評価になります。

(矢部) 107円。

(資産税課長) 107円が田んぼの評価です、1平米当たり。それで、3,307円という数字が出ていまして、それに地積が8,663.9平米ということで、それを掛けますと2,865万1,517円が平成29年度の評価額になります。ですから、農地の評価額というのが1平米当たり107円、田んぼの。

(矢部) あの周りというか。

(資産税課長) そうです。1反だとその数値です。

(矢部) 300だからね、300ではないのか。

(資産税課長) 1反だと10万7,000円ということになります、1反で。

(矢部) そうすると、地所のほうというか、評価額は大体わかったのですけれども、まず建物は農協で建てたわけだから、農協のほうの建物というか、固定資産とか何かは全部農協のほうで、市は土地のほうはもらっていたのではないのでしょうか、固定資産は。市のだからないですよ。建物はどのくらいのあれがもらっていたというか。

(資産税課長) 建物につきましては、固定資産税の場合は地方税法の非課税規定がございまして、建物については非課税となっております。こちらが地方税法の348条の4項に規定がございまして、農業協同組合が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対しては固定資産を課することができませんということで、事務所及び倉庫については固定資産税はかかりません。ですから、農協が所有して使用している土地については課税となります。そういうふうな見解になっています。

(矢部) 農協のほうの課税というのはどのくらいになるの。

(資産税課長) 土地の課税につきましては、実際先ほど評価額が2,800万

ということでお話ししましたが、税額のもとになる課税標準額なのですが、課税標準額が今評価額の7割が上限になります。ですから、2,800万掛ける7割で数字が2,005万6,061円が課税標準額になります。これに税率の1.4%を掛けますので、土地についての税額は28万784円ということでその金額になります。

(何事か声あり)

(資産税課長) 済みません、土地については今所有が市になっておりますので、課税はしておりません。大変失礼しました。

(何事か声あり)

(矢部) わかりました。いや、余計なこともしゃべってくれたから、ありがとうございますという感じですがけれども、どうもありがとうございます。

終わります。

(潮田) 非常に基本的なことで私がわかっていないだけだと思うので、確認をしたいのですが、これが処分金額として7,653万8,040円となっておりますけれども、登記だとか手数料だとか、いろいろ変わることによって、全体で幾らぐらいかかるものなのか、この処分金額のほかにもかかるものがあるのかどうか。不動産鑑定料は29年度予算建てされておりましたけれども、全体でどういったものにどのくらい金額がかかるのかを教えてくださいたいと思います。

(産業振興課長) 所有権移転登記につきましては、もちろん登録免許税という費用がかかるのですけれども、そちらにつきましてはJAさいたま、さいたま農業協同組合のほうの負担ということですので、こちらでは捉えておりません。

以上です。

(潮田) そうすると、処分金額プラス不動産鑑定料のほかに一切かからないということでしょうか。

(産業振興課長) この金額が鴻巣市のほうに支払われる金額という形になります。市のほうでは鑑定の費用持ち出してありますけれども、これを先ほどの単価に上乘せしていますので、市のほうの支出はないという

ような形にはなりません。

以上です。

（潮田） 済みません、この不動産鑑定料幾らだったのですたっけ。

（産業振興課長） 33万8,040円です。

（潮田） 今まで無料賃貸だったわけですけども、そういった土地は市としてほかにもあるのか、またどのような場合に無料で貸すということができるのか。

（環境経済部長） 少なからず私たちの部のところでは無料のところはないです。済みません、市役所として、市として貸している場所に関しては、私のほうではちょっと把握していないので、お答えできない状況です。

それと、無償であるか無償ではないのかということ、そのときの判断ということに、基本的には無償ではないのが大前提です。その中で、減免なりをしてもらえないでしょうかとかということの申請を受けての判断になるかと思えます。このときの判断というのは、恐らくあくまで予想になってしまいますけれども、農協側が農業の形態が変わっていく中で、小規模農家がそういった負担を少しでも少なくするというような、農業の合理化をしていく中でのカントリーエレベーターをつくるという流れがあったのだと思います。農協側としては建物をつくるよという中で、土地のほうを市のほうが準備して無償でお貸しして、そういった状況の農家の対応をしていこうということで無償になったのではないかなというふうに考えております。

以上です。

（潮田） 最後に1点、先ほど現場を見てまいりました。あそこの場所が大体規模とかもわかったのですけれども、これからつくるごみ処理施設の土地と接しているところになるかと思えます。ダイオキシン等の排出はないというふうに今なっておりますけれども、お米ってとってもデリケートで、ふだん家でもにおいのつくものの隣にあると、すぐにお米の場合、においが移ったりとかするのですけれども、このごみ処理施設建設を含めて、その予定地選定に当たって、カントリーエレベーターとの

協議とかというのは何かあったのでしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）正確な日付はちょっと覚えていないのですが、あそこに建設候補地が決まったときには、JAさんですかカントリークラブさんですかタンポポ翔裕園さんなどに事前にはそういうことでお話をさせていただいております。

以上です。

（環境経済部長）環境基準のところの詳しい数字というのは、なかなかちょっとお話しできませんけれども、というか私は把握していないのですが、一般的に視察に行きますと、国が定めている環境基準に比べて新しい施設、今の小針だとかあっちもそうですけれども、国の基準より相当低い基準になっていますので、その辺の心配というのは説明の中ではできるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

（菅野）これは例えば成立しないと違約金などを払わなければいけないという形のものなののでしょうか、幾らで売りたいとか買いたいのが。

（環境経済部長）仮契約であるとかということをしていないので、その辺というのははっきり、違約金は恐らく発生しないというふうに考えております。

ただ、お互いに売ります、買いましようというお話の中で来ていますので、何らかの契約の更新をしなくてはならないということになると思います。そうしたとき、相手側は買う意思を出してきているので、もしかすると賃貸料のところである程度お話しするときに、買ったかったのにというふうなことがあると金額が下がるとか、交渉のところ少しあれがあるかもしれないです。ただ、うちのほうとしては、無償で貸すということは今回はしないということで決定してお話をし始めたもので、幾らかの金額というのはもらう契約にしようというふうに考えております。

以上です。

（菅野）市から買ってくださいよと、そういうふうに最初からお願いしたのか、値段の折り合いによって向こう側から言ってきたのか。この価

格自体は農家の人にとっても市にとってもいい価格であるのか、そこら辺をちょっと聞きたいのですけれども。

（環境経済部長） J A さいたまに J A 鴻巣に最初に無償で貸していて、 J A のほうが合併をして J A さいたまになりました。その関係で、その途中で契約が今回切れるわけだったのです。合併前の J A 鴻巣に次は無償はないですよというお話をしております。その中で、 J A 鴻巣のほうが J A さいたまにその辺は引き継がれたのだと思います。実際に契約が切れるときに、 J A さいたま側がこちらのほうに、では契約のお話をしましょうというお話でお見えになっています。契約の基本的に賃貸で貸すというお話をし始めたときに、向こうはそういう条件で来たわけですが、向こう側のほうからもしかして売ってはくれるのですかと。売る気はないのだと思っていたようです。逆の私のほうが買う意思があるのですかというお話をさせてもらいました。そしたら、売ってくれるのでしたらというお話で、その後補正に、うちのほうも、なら財産でいうと市の場合は行政財産というのが市の業務に係るものというのは土地、財産で持ちますけれども、それ以外のものというのは基本的に持たないことになっています、地方自治体というのは。その中で、その部分をもし買ってくれるなら、こちらのほうも進めますという話をして、このように進んできたものです。ですので、鴻巣市から買って下さいという、買うのを大前提にお話しした覚えはありません。

（菅野） そうすると、向こうはやっぱり買うメリットがあるから 7,000 万のお金を出して買うのだと思うのですけれども、どういうことを今後あそこで考えられるでしょうか、さいたまの農協が買うということで。

（環境経済部長） 今回の売買の契約するによって、何回か J A さいたまとお話をしています。その中で、 J A さいたまさんのほうが一番気にされていたのは、あの土地に何か建物は建てられるのかということが一番気にされておりました。というのは、あそこは農振農用地の中の除外をして、先ほどちょっと資産税のほうからありましたけれども、ちょっと例外的な宅地なのです。ですので、例えば社員住宅をつくるとか、そういったものはできないのです。うちらと J A さいたまのほうがお話をして

いたのは、米の貯留倉庫ですので、そこで精米所であるとか、例えばそれに関するその販売だとか、そういったものは建てられるのかなというお話をされました。というのは、貯蔵している倉庫と精米所というのが別ではなくて一緒になれば、より合理的だよねということをお話として考えているようでした。ですので、うちのほうははっきりとは言えないのですけれども、農業に関するもの、農業生産物を加工したりするもの場合は除外だとかそういったものがとりやすいのですけれども、具体的なお話、計画をしっかりと出してくれないと、できるできないというのはちょっとお話しはできません。可能性はありますねということで、そういう意味ではJAさいたまのほうとしてはあそこを米の加工所みたいなものを将来つくっていこうというふうなことはちょっと考えているようでした。お話の中ではそんなことが出ていました。

以上です。

(菅野) 近くにごみ処理場が土地を5.5ヘクタールと言っているわけですが、売却によってその周辺、ごみのところ、その土地評価への影響というのはどうでしょう。

(環境経済部長) 済みません、これは新ごみ処理場のほうも購入のときには土地評価のほうをかけますので、評価をされる方ではないと、ちょっと私たちのほうではどういう状況かわからない状況です。

以上です。

(大塚) 補正予算のほうにも計上されておりますので、その部分で聞く予定もありますから、1点だけ伺います。

市の所有財産を処分ということですので、一般的なことで結構なのですが、当然一度売る、いわゆる契約といいますか、締結してしまうと、それ以降はさわらないわけですから、できれば価値のあるものは正直言って高く売りたい。そのための基準となるためには、不動産鑑定士の鑑定を入れたということになると思います。一般的なのですが、価値があるかないかを含めて鑑定を依頼するということは、通常1件というか1社、専門家ですから、これが通常なのか、今回は先ほど矢部委員の質問にもありましたけれども、お互いに多分とっているのだろうとは思いま

すけれども、通常の場合は鴻巣市側としては鑑定依頼をするのに1社に依頼をする、これが一般的なのでしょうか、その点をお伺いします。

(ちょっと休憩してもらっての声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時26分)

◇

(開議 午前11時27分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境経済部長) 土地の売買に詳しいわけではないので、ちょっと1社というふうに出ておりましたけれども、評価ということで。ほかの条件がよくわからない状況です。

(大塚) わからないということですので、これ以上答弁求めませんが、なぜ伺ったかというのと、やはり鑑定士さんは専門家ですから、問題のない金額で多分はじいてくるのだらうなと思うのですけれども、信憑性を確認するためには、場合によっては複数のところに依頼をするのもあるのだらうなと。今回はどうかと思って伺いました。

質問は以上です。

(環境経済部長) 休憩時間にちょっと調べられるようでしたら、後でお答えをしたいと思います。

(委員長) では、そのようにお願いいたします。

ほかに質疑ございますか。

(なし)

(委員長) それでは、ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時28分)

◇

(開議 午前11時28分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(羽鳥) それでは、何点か質疑をさせていただきます。

6月の定例会のときに一般会計補正ということで不動産鑑定士の予算を計上したわけなのですが、そのときからの説明で、20年たったのでJA

さいたまがちょうど合併したと、J A 鴻巣が J A さいたまということで統合して合併したということで、そこで新たに J A さいたまのほうから購入したいという申し出があるというふうに議会でも、また委員会でも説明をいただいた覚えがございます。それが本会議におきまして、3月定例会において部長のほうから、最初は賃貸借、有償でお貸しをしたいという提案があった上での J A さいたまからの申し出があったというふうな説明があったので、そこに差異があったので、ちょっと私ども議員または委員のほうでも困惑した次第なのですが、まずもって鴻巣市から20年たって J A さいたまのほうに借地料を幾らということで提案されたのかをお聞きいたします。

（環境経済部長）正確な金額を明示してはおりません。賃貸借、そのお話を完全に幾らとかということをする前に、当然うちのほうはある程度金額というのは押さえています。金額のほうを明示する前に、向こうからもしかして売ってくれるのですかというふうなお話がありましたので、そちらのほうの話になっております。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、結局適正な価格としては鴻巣市のほうは6月定例会の補正で組んだように、鑑定士のほうで調べていただいた鑑定額をもとに適正值、適正な価格を指し示したということによろしいのでしょうか。

（環境経済部長）それは今回の売買の価格ということですか。

（羽鳥）はい。

（環境経済部長）それはそうです。売買する場合には鑑定士を入れて、その金額をもとに交渉するということになっていきますので、その鑑定士の金額が今回の売買価格ということで提示をさせていただきました。以上です。

（羽鳥）そうしますと、最初有償でお貸ししたいという交渉から、J A さいたまのほうから申入書というのですか、それをちょっと私も拝見したのですが、そちらのほうで指定価格として7,653万8,040円が市のほうから出たのをそのままあちらの申入書に明記されたということなのでし

ようか。それまでに何回市とJAさいたまは交渉を行ったのかをお聞きいたします。

（環境経済部長）あと大前提の中に、最初私とJAさいたまがお話ししたときに、賃貸借の契約をしましょうというお話をしたのではないのです。菅野委員のときにもお話をしましたが、JA鴻巣のときにJA鴻巣側のほうに、次は少なからずお金をいただきたいですというお話をしております。ですので、JA鴻巣がJAさいたまに合併をしたわけですから、その中で次は賃貸借だよという、お金をいただきたいですよということは当然のごとく引き継ぎはされているというふうに私のほうは認識しております。ですので、JAさいたまの方と私がお話ししたときには、JAさいたま側としては、もう最初から賃貸借するのだなという気持ちで交渉に臨まれたのではないかなというふうに考えております。

それと、何回かというのは、私が出ている機会と担当が出ている回数がありますので、回数に関しては調べないとちょっとお答えできないのですけれども、以上です。

（羽鳥）そもそもちょっと不思議に思うのは、やはり賃貸借という前提があったわけなのですから、では幾らだと聞かないというのがまず不思議なのです。賃貸借でその価格が余りにも高いとか、そういうのがあった上で、ではそれでしたら購入させていただきたいというのが世間一般の考え方であり、経済団体の交渉だと私は思うのです。それを言い値幾らですかというふうな聞き方というのは非常に疑問を抱かざるを得ないのです。そこをちょっともう一回確認をさせていただきます。

（環境経済部長）今言い値幾らというのは意味がちょっとわからない。当然そのときに交渉が進めば、1年当たり幾らという金額を明示する予定でありました。当然幾らで借りてくれないですかとお話をしなくてはならないので、その交渉がその前にそういうお話をしなければ、当然正確に幾らですよというお話をする予定で金額は押さえておりました。ただ、そこまで正確な金額を幾らであったらどうなのですかというよりは、その前にもしかして売ってくれる気があるのですかというお話だったの

で、改めて明示、向こうはもう買う気があったようだったので、鴻巣側として売る気がないと思ったのでしょうね、もともとというのは。貸しますよと言っているのに、売りますよと言っていないので、だから向こうからもしかして売ってくれる気はあるのですかという質問だったので、買ってくれる気があるのですしたら、そちらの交渉しましょうというお話をさせてもらったのですけれども。

以上です。

（羽鳥） それでは、参考までに賃貸借契約の単価を幾らと想定していたのかをお聞きいたします。

（環境経済部長） 市が財産を貸すときに、管財のほうで書式を持っているのですけれども、評価額から出してどうのこうのという計算式があるのです。記憶しているところで1年間で400万ぐらいだったのではないかと思うのですけれども、済みません、今はちょっとそういった正確な資料を持っていなくて、410万ちょっとぐらいですか、そのときの概算の計算なのであれですけれども、400万からですか。

（羽鳥） 私もちっと勝手な計算だったのですが、7,653万8,040円、これは20年、20で割るとすると382万6,902円という数字が出るのです。そのあたりが適切な賃貸借の契約の額かと思って想定しておいたのですが、最後にこれJAさいたまの申入書の中に指定価格というものがあるのです。そこに7,653万8,040円というふうに書いてあるのですが、この指定価格はどういう意味で私ども捉えればよろしいのか、適切な回答を求めます。

（環境経済部長） 私たちが明示した価格です。鑑定書も実際見せていますので、鑑定価格と今回の委託料を足した金額が今回うちのほうで買っていたきたい金額ですということで、この金額は明示した金額です。指定価格、この書式自体がJAさいたまのもので、私たちがこういうことを書いてくれという、一般的には仮契約とかをして、議決をいただいた時点で仮が抜けるというふうな形のようにすけれども、JA側としては仮契約は結ばないということで、さいたま市と何かやられたことがあって、こういう書式でよろしいでしょうかということで、議案として出

すのに、何か少なからずやっぱり相手の意思が確認できるものが必要だろうということでもらったものです。なので、書式に関しては、これ指定価格ということ私たちのほうで言った覚えがないので、JA側がどういう意味で指定価格と書いたのかよくわかりません。ただ、鴻巣市として明示した価格です。

以上です。

(羽鳥) 最後に確認なのですが、そうしますと、先ほどの矢部委員のほうでもあったように、JAさいたまのほうでの鑑定価格と鴻巣市の鑑定価格がほぼ差異がなかったというふうな理解でよろしいのでしょうか、それを最後確認いたします。

(環境経済部長) そうだと思います、向こうが納得してくれたので。そうでなければ、向こうがかなり安い金額だとしたら、もっと安くないのでしょうかということをお話ししていたのではないかなと思います。ですので、そう思います。鑑定価格をもとに、鑑定士というのは恐らく同じような資格を持って、同じような方法でやられるのだと思うのです。なので、向こうも鑑定士からとっているのでしょうかから、そんなに変わらないのではないですかというふうに思います。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時38分)

_____ ◇ _____

(開議 午前11時39分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第43号 財産の処分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 鴻巣市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(産業振興課長) それでは、議案第44号 鴻巣市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について、議案の趣旨を説明申し上げます。

新旧対照表を参考にさせていただければと思います。これは土地改良法の一部が改正されたことに伴い、条例において引用する条文の条項番号が変更されたことから所要の改正を行うものです。改正内容につきましては、鴻巣市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第5条中、準用する法第88条の1項を第87条の5第1項に引用する条項を改正するものです。

以上で議案第44号につきましての説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢部) これ土地改良事業ということでもって、これ条例を変えるというか、それにはやはり例というか、何かあったから条例、そういうあれがあったのかをその経緯をちょっと。

(産業振興課長) 現行の準用する法第88条の1項というのが削除されたわけなのですけれども、こちらにつきましては急施の場合の特例という形で、災害のために急施にというような言葉が入っておりました。それが準用する法第87条の5第1項に変更されたわけなのですけれども、こちらにつきましては災害または突発事故被害のためということで、突発事故というのが追加されたこととなります。

(矢部) これに関連して、では市のほうは今は工事というか、事業というか、そういうあれというのはやっていないのですか。

(産業振興課長) ちょっと過去5年さかのぼって調べましたが、鴻巣市営の土地改良事業は実施しておりませんので、賦課徴収等も一切ございません。

(矢部) 行田、鴻巣の基盤整備、あれは関係ないのですね。

(産業振興課長) あれは国庫補助をもらった県営事業としてやっております。市営としてはやっておりますので、ちょっと大分さかのぼってみましたけれども、やった状況というのはつかんでおりません。

(矢部) 賦課徴収ということでもって経費がかかるわけで、それに徴収を受けるには3分の2以上の同意を得なければならないという、これは当然のことかなと思うのですけれども、3分の2というのは相当の人数を得なくてはいけないかなと思うのだけれども、こういった事業の場合に、3分の2以上の同意を得るということは、誰なんかが協力してこれしていくのですか。その関連の中に委員とか何か入れての同意を得ないのでですか。

(産業振興課長) 鴻巣市営の土地改良事業ということで仮に整備してあるとしますと、そこについては地権者全員が組合員というか、そういう形になりますので、今鴻巣、行田でも進めておりますけれども、同意ということでは地権者全員ということのその3分の2というふうな取り扱いになります。

(潮田) 先ほどこれ鴻巣市営の土地改良事業はないというお話でしたけれども、私これ調べましたら昭和44年にこの条例ができてるか何かだと思っておりますけれども、条例ができたということは、当時はそういったことがあったのか、ちょっとこの前後の条文を見ますと、金銭の賦役または現品の賦課徴収というのがあるのですけれども、賦役がどういったものがあるのかとかがよくわからなくてなんです、どういったことになるのでしょうか。

(産業振興課長) 委員ご指摘のとおり、この条例自体は昭和45年ということで制定されております。状況としては、多分今と随分違う状況で土

地改良事業等が盛んに行われていた時代ではないかなど、あくまで推測で申しわけありませんが、そのように捉えております。どちらが先にやるかとか、そういう盛んに行われていたときに、地元の負担というか、そういうのをやることによって多くの土地改良事業、そういうのができる場合に賦課徴収というか、協力金みたいな形でもらうようにしたのではないかというふうには考えております。

先ほどずっと事例がないということでお話し申し上げましたとおり、少しさかのぼって資料等を担当のほうに確認してみましたが、これを使ったというのはちょっと確認はできませんでした。

以上です。

(潮田) 先ほど市営としては土地改良事業はないということでしたが、今市内にある土地改良というのは、そうすると、ではどこが主体でやっているものなのでしょうか。

(産業振興課長) 鴻巣、行田につきましても県営事業としてやっております。何年か前に、10年ぐらい前に終わっている同じ川里地域の川里中央、広島につきましても同事業でやっております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第44号 鴻巣市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時50分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境経済部長) 午前中、大塚委員から鑑定士が1人でよかったのかというご質問がありまして、明確な答えができませんでしたので、休憩時間にちょっと調べてまいりましたので、発言させていただきます。

まず、市の土地を売る場合には、かつ筆が今回のように1筆しかない場合は、場合によると市の土地売買している者がおりますので、そちらのほうで価格を算定することがあるようです。より正確性を求めるということで鑑定士に依頼をして評価することなので、鑑定士の評価というのは、そういう面ではより正確なものを出すということなので、1社でいいということです。

ただ、市が広範囲の土地を買う場合、もしくは道路で総延長、長い延長を買ったりする場合には、標準的な土地の評価をまずするというのです。その標準的なものからその周りの土地の価格を決めていくのですけれども、その標準値が間違っているとだめなので、参考としてあと1社、評価をとるということでございます。

以上です。

(委員長) 次に、議案第45号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑は……

(ちょっと休憩してくださいの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 0 3 分)



(開議 午後 1 時 0 3 分)

(委員長) 休憩前に続き会議を行います。

ほかの説明をお願いいたします。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) 17ページの環境にやさしいまちづくり寄附金について、これは歳入のほうと、あと27ページの歳出のほうと一緒にちょっとお聞きしたいのですけれども、歳入のほうで先ほど行田の業者からという話がありました。具体的にはどういった業者というか、なぜこういうふうに鴻巣市に寄附があったのか、またこの寄附をするに当たって、この項目でだけ何か指定をして、こういうことに使ってもらいたいというような話があったのかを確認をしたいと思います。

また、27ページのほうでの歳出になりますと、ふるさと納税のほうでも足しておりますので、ふるさと納税での環境にやさしいまちづくり寄附金というのについては、5つの使い方が示されていると思うのですけれども、特にこの中で今のところどのようにというように考えているものとかあるのか伺いたいと思います。その5つの項目のうち、既にやっているものが今までもあるとすれば、それも示していただきたいですし、今後やっていく考えが具体的に進んでいるものがあれば、お示しいただきたいと思います。

(環境経済部参事兼環境課長) まず、1点目のご質問でございます。寄附金50万円をいただいたということですのでけれども、その目的についてということでございますが、鴻巣市では鴻巣市の環境の状態を調査するために、年に1回定期的に水質ですとか、大気中のダイオキシンですとか、自動車の騒音等の測定をしております。その中で、1カ所、他に比べて非常にBODの数値が、高かった数値が連続していた場所が1点ござい

ました。それを水質を所管する埼玉県の中央環境管理事務所に相談をしたところ、1カ所、行田市にありますある事業所が汚染の原因ではないかということで、埼玉県の東部環境管理事務所と一緒に動いてくれたのですが、その中で不適切な水処理があったということがわかりました。そのことから、その事業所が鴻巣市に寄附をしたいという申し出をいただきまして、それを環境に使っていただきたいということでしたので、この環境にやさしいまちづくり寄附金に入れさせていただいたということでございます。

次に、2点目のご質問でふるさと納税における使い道ということなのですが、過去にはちょっといつごろかははっきり覚えていないのですが、リサイクルマーケットをやっていた時期がありまして、それにこの基金を活用していた時期がございました。現在はエコチェンジポイント鴻巣事業というものを去年から始めましたので、その事業に充当させていただいております。今後についてなのですが、かなり多く寄附をいただいておりますので、何かもっと有効に使おうということで、この後一般会計のほうでもご説明させていただく内容なのですが、環境教育事業ですとか、あとごみ減量のための事業ですとか、そういったものにも使っていきたいというふうに考えているところがございます。

それと、もう一つご質問がありまして、環境にやさしいまちづくり寄附金の充当の仕方なのですが、総合政策課のほうで一括で寄附金を管理しておりまして、その中から使用する見込みの量によって配分をされております。その中で、環境にやさしいまちづくり基金には今回15万1,000円が配分されたということでございます。

また、1点目のご質問で、行田市にある事業所から寄附金をいただいたということですが、それについては県のほうで速やかに対応していただきまして、事業所のほうでも既に改善がなされております。

以上です。

（潮田）既に行田の業者は適切な処理が行われたということですが、こういったことというのは、そのときには処理が行われても、後

にまた出てくるような場合があると思います。継続しての調査等をする考えがあるのかということと、あと環境にやさしいまちづくり寄附金、この残高、基金になっていますよね。この残高がお幾らなのかということをお聞きしたいと思います。

（環境経済部参事兼環境課長）最初の質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、水質に関する所管は埼玉県でございますので、この事業所が定期的に水質検査をして埼玉県に報告をすることになっております。そのようなことから、その埼玉県に報告したものと同じものを鴻巣市のほうにも提出していただくようお願いしてあります。

そして、もう一つのご質問なのですけれども、環境にやさしいまちづくり基金の積立金なのですけれども、現在、ちょっとお待ちください……済みません、ちょっと休憩をお願いします。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1 時 1 5 分）



（開議 午後 1 時 1 6 分）

（委員長）休憩前に続き会議を開きます。

（環境経済部参事兼環境課長）現在環境にやさしいまちづくり寄附金の残高ですが、590万2,363円、2月26日現在でございます。

以上です。

（潮田）わかりました。590万からあるとなると、結構使いがいがあるといふかだと思います。また、この5つの目的に合致していれば、ある程度自由に使える基金ではないかなと思いますので、これは環境課の中で必要というふうに判断をすれば、この5つの項目に合致していれば自由というか、比較的自由に使える基金というふうに考えてよろしいのでしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）基本的な案は環境課のほうで考えさせていただきまして、あとは財政課と相談をして決めていっているところでございます。

以上です。

(潮田) 続きまして、23ページのコンビニ交付システム、今回先送りということですがけれども、旧姓併記のことが改修の内容ということでしたけれども、内容的にはそれだけなのかを確認したいのです。

(市民部参事兼市民課長) 12月の委員会のときにも述べたかと思うのですがけれども、旧姓併記だけということで、コンビニ交付につきましても旧姓併記システムの改修ということでございます。

以上です。

(潮田) わかりました。

29ページの一番下の郷地落排水路改修事業の……

(それはやっていないよ。それは違うよ。

入っていないよの声あり)

(潮田) 産業振興課がさっき説明しなかったでしたか。

(していないよの声あり)

(潮田) あれ……

(あれじゃないよ。27ページの一番最後まで、環境の説明はしていないですの声あり)

(潮田) でも、うちのうちの変更だけれども聞きたいのだけれども、だめなのですか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時19分)

_____ ◇ _____

(開議 午後1時24分)

(委員長) それでは、休憩前に続き会議を開きます。

(潮田) それでは、29ページの郷地落排水路改修事業、これ財源内訳の更正だけですので、これが事業債になるとかどうとかというのは別として、これの内容について、どういった事業なのかを確認したいと思います。

(産業振興課長) この事業は、平成29年度から開始いたしまして、全長約600メートル弱を3年計画でやる予定でございました。1年目、ことし

なのですけれども、延長が結構できまして338メートルやったところでございます。工事費として1,800万3,600円でやっております。

それで、先ほどの地方債の話ですけれども、それプラス設計委託料、この両方が地方債の対象となるということで聞いております。

以上でございます。

（菅野）13ページの社会保障・税システム、マイナンバーの関係ですけれども、旧姓併記が延期になったと、690万件以上で248万2,000円が減額補正になったということで、マイナンバーシステムが不完全だということは報道されているわけですがけれども、例えば大企業の会社員らが健保組合や中小企業の協会けんぽ、加入者やその家族のマイナンバーを使って所得確認が簡便にできるシステムだと言われたのですがけれども、当初見込まれたサービスが一部提供できない事態になっていると。ですから、厚生労働省は健保組合などが支払うシステム利用料の2度目の値下げに迫られているというのです。サービスができない分はサービス利用料を引き下げているのです。本来は7月のサービス開始を予定していたわけですがけれども、それから自治体が保有する所得などの税情報をオンラインで照会するサービスが利用できていない。システム改修が必要で、ことしの7月までかかるというのです。ことしというのは2018年度です。この報道は2018年の2月10日の朝日新聞の報道ですので、例えば加入者家族が扶養の範囲の収入におさまっているかどうかという確認では、健保組合は加入者に従来どおりの書類提出を求めており、目指してきたペーパーレス化がうまく実現できていないということなのです。効率的に使えるまでには時間がかかる可能性が指摘されていて、健保組合などはシステム利用料を支払っているわけですから、大手の健保組合の幹部が当初見込んだ使い方ができないのに料金を取るのをおかしいという不満の声を上げたり、さらなるシステム管理料の値下げを迫られて、厚労省は調整に入っているわけですがけれども、サービス開始前には利用料として加入者とその家族について1人当たり月額10円弱の負担を想定していたが、サービス開始までに月額6円64銭に3月をめどにさらに引き下げるようになったということで、マイナンバーシステムが本当に鴻巣の業

務の範囲できっちりと効果を発しているのかと、この点をお聞きします。

(市民部参事兼市民課長) その前に、13ページの補正減のところなのですけれども、これはあくまでも旧姓併記のシステムの改修ということですので、婚姻等で旧姓が例えば住民票の写しに載るとか、あるいはマイナンバーカードに載るとか、そういったシステムの改修の減額ですので… …

(菅野) ほかのはわからない。

(市民部参事兼市民課長) 先ほど言った健保組合ですとか所得確認ですとかと、そういうのにつきましては、まだ4情報なのですね、マイナンバーカードというのは。住所とか氏名、生年月日、性別、それしか入っておりませんので、そのような確認がちょっとできることはないと思います。今現在できません。

以上でございます。

(菅野) これから確定申告するときですけれども、税務署もマイナンバーを申請するときに書かなくてもいいと、そういうふういきっちり認めているわけです。ですから、行政としてマイナンバー制度が本当に制度として有効に働いていると認識しているのかどうか。本当にこれが必要なのかと。なかなか1割ちょっとで進まない理由がそこにあるわけです。やたら情報だけが流出して、本当に必要な部分が機能していないということがあるわけで、これは部長から答えてもらう以外ないですね。

(市民部長) マイナンバーが機能しているかということですが、昨年11月13日から情報連携というのが、現在本格運用可能な事務手続が853手続ということで始まって、これに伴って法の児童扶養手当支給に関する事務の住民票の写しとか、扶養に住民票を今まで求めていたものが住民票を提出しなくてもよくなるとか、また子育てワンストップサービスとか、まだ鴻巣は運用まではいっていないのですけれども、今そのような準備を、また全体、まだこれが早いのか遅いのかというと、国ではもうちょっと20%とか今の時点では当初二十何%までは普及するだろうという予想でしたが、今現実、行政報告等でも申し上げているとおり、鴻巣では11.5%ぐらいですか、の普及ですので、まだこれからどんどん、どんど

んそのようなこちらも確実に、国のほうも確実に事務の運用と、それをやっていって広がる、安全性が高く、成り済まし防止であるとか、隠すとかそういうクリアな世界をつくっていくというのが大趣旨でございますので、これからどんどん徐々に徐々にですが、それを菅野委員は見て遅いとか不完全と思われるかもしれませんが、徐々に徐々に広げていくということで私どもは、市民課としては利用の利便性を上げるために昨年度からコンビニ交付を開始して、少しでも利用の利便の実感をしていただくようなサービスを展開しているということでございます。

（菅野）なぜ上がらないかと、私もカードの発行はしていません。いわゆる住民票をとったり、そういうのが便利になりますよというのが売りのわけです。だけれども、普通の市民が住民票とることなんてないですよ、めったなこと。そんなものうちでもなんてことめったにないし、逆にあれは何のために入れたかということ、住民を管理して一斉にいろんなところに情報をとって、それをあらゆる分野で商売にしろ何にしろ使おうというところがあるわけですから、数がふえないというのはそういうところにあるわけです。情報流出が繰り返し275万件もまず入れようというとき、年金機構が出たのから始まっているわけから、何回も言いますけれども、安易に市報に1ページも使って、やりなさいよと、そういうのは考えるべきだと思いますので……

（委員長）菅野委員に申し上げます。

本委員会の所管の部分で、付託された一般会計補正予算の部分についての質疑をお願いいたします。

（菅野）だから、マイナンバーでしょう、それを聞いているのではないですか。

（委員長）いや、先ほど言ったように旧姓併記の部分ですので、その部分についての質疑をお願いいたします。

（菅野）これだってできると言っていて、できないからと言って減額するわけでしょう。事業がきっちり本当に住民の願いでやっているのかというのではなくて、無理やり出てくる面もあると思うのです。そこを率を上げればよいという行政のノルマで、次から次、マイナンバーをするのが

あなたにとっては得ですよというふうに物事を考えるべきではないということをお前は言っているのです。この点どうですか。

(市民部長) 先ほどの旧姓併記ができないということではなくて、システム、これをやるためには3段階システムの改修が、まず市が持っている住民基本台帳のシステムを改修して、住基ネットワークシステムの改修、それに最後コンビニ全国どこでもつながるコンビニの改修と、そのシステムの、システムのプログラムの改修内容が示されないので、予算を12月に組まさせていただきますのですけれども、業者も今の段階では国から仕様書が届いていないということで、30年度に示されるということなので、ここで一旦補正減をさせていただきます、ですから旧姓併記ができないとかそういうことではなく、ネガティブなことではなく、ちゃんとやっています。

ただ、システム改修的な仕様の、うちのほうも改修の順番がございまして、業者が頼んでも不完全なものをシステム改修してもしようがありませんので、ここで一旦補正で減させていただきます、また示されたときに予算計上してしっかり改修して、そのような体制を整えていきたいということでございます。

(菅野) 一言でいうと、マイナンバーのシステムが不完全だということですよ、そのことは。ですから、世界中で、アメリカにしろ、韓国にしろ、物すごい情報流出で、今やり方を変えています。そういうところにつながるとお思いますので、そこら辺はどう思うのか。世界がマイナンバーで、今のシステムでできないのかと。ドイツなんかこんなことしていません。ドイツはしっかりした国ですから、借金も日本みたくGDP 200%もしませんから64%でしょう。借金も含めてドイツというのは本当にしっかりした国です。ドイツはこういうことをマイナンバーしていません。

(委員長) 菅野委員に申し上げます。

本市における委員会に付託された部分についての質疑に限定をお願いいたします。

(菅野) だって、マイナンバーも一部だから、それについて部長がどう

思うかと聞いているのです。

(委員長) あくまでも質疑ですので、その点について把握の上お願いいたします。

(菅野) いや、部長はちゃんと答えるよ。何言っているの。答えるよ。だって、ドイツやアメリカに比べてどうかと聞いているの。

(答えられませんの声あり)

(菅野) 答えるに決まっているのではない。部長で答えられなくてどうするの。日本は絶対大丈夫というか。

(何事か声あり)

(菅野) 違うものではないですよ、何言っているの。

(市民部長) あくまでマイナンバー制度というのをやっているのは国で、全市町村が参加してこの事務を間違えないように適切に運用するというのが市町村の務めですので、それについて部長がどうこうというコメントはございません。

以上でございます。

(矢部) 1点、先ほど農協のこれ、これからの流れをちょっと教えてください。

(何ページですかの声あり)

(矢部) お金が入ってくるまで。

(委員長) ページ数は。

(15ページの声あり)

(委員長) 15ページ。

(産業振興課長) これからの流れということでございます。議会最終日で議決されたならば、JAさいたまのほうで3月の25日に理事会がございまして。そこで買い取りの申出書を出した時点で了承は得ているということなのですが、そこで最終合意というような形で理事会に諮るということでございます。その後、年度内に登記まで終了ということで考えておるところです。

(矢部) 25日から5日間ぐらいでできるの。

(産業振興課長) 一応向こうは準備しているということで聞いておりま

す。

(矢部) やっぱりそれなりにお金も、では3月25日でしょう。

(産業振興課長) そうです。

(矢部) 日曜日にやるの。

(産業振興課長) 済みません、ごめんなさい、26日の誤りです。申しわけありません。

(矢部) お金が入ってくるまでの流れをちょっと聞いたかったわけです。

(産業振興課長) 市といたしましては、議決後、JAさいたまのほうから、農業協同組合のほうから売買の代金が払われたのを確認して、登記のほうの、一応嘱託登記のような形で登録免許税まで含めて支払ってくれるということをちょっと聞いておりますので、それで進めていくという形になります。

以上です。

(矢部) 30年度までには振り込まれて、4月には入らないということだ、全部。きれいに終わるのは。

(産業振興課長) JAのほうもそのように考えているということです。

(大塚) ただいまの同じ箇所なのですが、質問を市民部なり環境経済部に振っては申しわけないなと思いつつ、もしわかればということで伺います。

今回補正予算ですが、この中の7,600万ほどが入りのほうで計上されています。多分この2つの部に限らないと思うのですが、最終的に補正の中では入ったものはどこかで出るということでどこかに表記されているのですが、具体的に7,600万は環境経済部の所管のところで入ってききましたけれども、どこにというのは答えづらいかもしれませんが、どこにどんな形で歳出のほうに反映されているのか、もし幾つかわかるのであればお伺いしたい。

以上です。

(環境経済部長) 土地の売り払いは、たしか市街地再開発の基金のほうに入るというふうに聞いております。

以上です。

(大塚)今回同じページには市街地整備のほうも含まれておりますので、合算のものそのもの全てがそちらに歳出のほうの計上という、そういう理解でよろしいか、確認だけさせていただきます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 4 3 分)



(開議 午後 1 時 4 4 分)

(委員長) 休憩前に続き会議を開きます。

(環境経済部長) そのまま補正予算31ページの市街地開発基金積立金のほうに入ります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(菅野) 議案第45号、反対討論を行います。

マイナンバー制度が248万2,000円の減額補正となりました。これは旧姓併記で691万件以上が対応できなくて延期をするというものです。数々の他の業務でもいわゆる機能せず、マイナンバーのシステム利用料の値下げなどが行われておりますけれども、この点につきましても利用料ができないことについて、本来値下げをすべきであると思いますが、マイナンバー制度自身が利用した他の国々で成り済ましや情報流出で見直しが迫られているとき、本来導入する制度ではなく、他の今日ある制度で十分ドイツのように日本も対応できるというふうになっています。この点を指摘して反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(大塚) 補正予算であります。反対討論で今触れました個人番号カードについては、説明にもありましたように、今回の併記についても段階的に進めていくということで、それがシステム上間に合ったか間に合わ

なかったかということで今回は補正に至っている。

それから、マイナンバーカード自体は、確かに完全にでき上がったものという認識ではなくて、今現在もそうですが、徐々に整えていって、さらには一人でも多くの方に活用していただく。例えば例を挙げれば、多くの皆さんがお持ちの自分自身を証明する免許証があります。免許証は顔写真もついております。免許証のかわりに身分証明となるものという、さまざまあるのですが、例えば本当に正式に、公式にというのは、身分を証明する場合は保険証とかそういったものも対象ではあるのですが、本人の確認がとれないということで、恐らく一般的には金融機関等では2つ以上の証明書をもってというのが条件になっていると思います。そういう意味では、マイナンバーカード、個人番号カードは、今の段階では有効な身分証明の手段であるとも理解できるかと思います。今後改修等を含め、より使いやすいシステム、現物になるよう期待をして賛成討論といたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第45号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成30年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

あすは午前9時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

(散会 午後 3 時 4 0 分)